

## 教育委員会所管に係る令和6年度12月補正予算案の概要

令和6年11月13日  
企画管理部財務課

### 一般会計 補正額 108億2,554万7千円

補正後 3,908億3,710万5千円(2.8%増)

#### 1 性質別内訳

(単位:千円)

区 分	補正前の額	構成比%	補正額	伸率%	補正後	構成比%
人件費	333,648,038	87.8	10,825,547	3.2	344,473,585	88.1
投資的経費	13,248,097	3.5	0	0.0	13,248,097	3.4
物件費	9,830,015	2.6	0	0.0	9,830,015	2.5
その他の経費	23,285,408	6.1	0	0.0	23,285,408	6.0
合計	380,011,558	100.0	10,825,547	2.8	390,837,105	100.0

#### 2 項別内訳

(単位:千円)

区 分	補正前の額	構成比%	補正額	伸率%	補正後	構成比%
1項教育総務費	48,923,043	12.9	686,045	1.4	49,609,088	12.7
2項小学校費	127,719,180	33.6	4,305,478	3.4	132,024,658	33.8
3項中学校費	72,547,269	19.1	2,391,196	3.3	74,938,465	19.1
4項高等学校費	85,297,048	22.4	2,079,645	2.4	87,376,693	22.4
5項特別支援学校費	40,217,319	10.6	1,351,493	3.4	41,568,812	10.6
6項社会教育費	2,744,416	0.7	10,674	0.4	2,755,090	0.7
7項保健体育費	2,563,283	0.7	1,016	0.0	2,564,299	0.7
合計	380,011,558	100.0	10,825,547	2.8	390,837,105	100.0

#### 3 財源内訳

(単位:千円)

区 分	補正前の額	構成比%	補正額	伸率%	補正後	構成比%	
特定財源	分担金負担金	161,602	0.0	0	0.0	161,602	0.0
	使用料手数料	10,285,753	2.7	0	0.0	10,285,753	2.6
	国庫支出金	67,393,791	17.8	42	0.0	67,393,833	17.3
	財産収入	143,339	0.0	0	0.0	143,339	0.0
	寄附金	16,000	0.0	0	0.0	16,000	0.0
	繰入金	12,571,343	3.3	0	0.0	12,571,343	3.2
	諸収入	479,507	0.1	0	0.0	479,507	0.1
	県債	8,470,700	2.3	0	0.0	8,470,700	2.2
一般財源	280,489,523	73.8	10,825,505	3.9	291,315,028	74.6	
合計	380,011,558	100.0	10,825,547	2.8	390,837,105	100.0	

#### 4 事業内容（一般会計）

- 教職員人件費等（教育総務課ほか） 10,825,547 千円  
（既定とあわせ 344,332,029 千円）

令和6年人事委員会勧告に基づく給与改定に係る所要額を精査し、補正します。

[勧告概要] 初任給、月例給及び期末・勤勉手当の引上げ

- ・初任給：大卒を23,200円、高卒を23,600円引上げ
- ・月例給：若年層に特に重点を置き、引上げ
- ・期末・勤勉手当：年間4.5月分 → 4.6月分

#### 5 繰越明許費

款	項	事業名	金額
11 教育費	4 高等学校費	高等学校施設整備費	50,000 千円
		県立高等学校全日制課程運営費	4,409 千円

(内容)

- (1) 高等学校施設整備費（教育施設課） 50,000 千円

浦安南高校における公共下水道接続工事について、入札不調により年度内の事業完了が困難となったことから、繰越明許費を設定します。

[工事内容] 現在の浄化槽を廃止し、公共下水道への接続を行う。

- (2) 県立高等学校全日制課程運営費（財務課） 4,409 千円

旭農業高校の農業実習に伴う生徒移送に利用するワゴン車の購入について、入札不調により年度内の納品が困難となったことから、繰越明許費を設定します。

## 6 債務負担行為 追加

事 項	期 間	限度額
県立学校施設整備事業	令和6年度から 令和7年度まで	23,000千円以内

(内容)

### ○ 県立学校施設整備事業（エレベーター設置事業）（教育施設課）

(債務負担行為 23,000千円)

県立学校に入学した障害のある生徒への対応として、エレベーターの設置を行うにあたり、早期に実施設計へ着手するため、令和7年度までの債務負担行為を設定します。

[実施内容] 県立学校へのエレベーター設置に係る実施設計

[対 象 校] 1校